

令和7年度

入院時の紙おむつ代 助成事業のご案内

入院中の高齢者の方に対し、紙おむつに要した費用の一部を助成することにより、費用負担を軽減し福祉の向上を図ることを目的としています。



入院時に支払った
紙おむつの費用が助成 されます！
(1ヵ月：上限 6,000 円)

入院月において、紙おむつ支給事業の現物支給を受けている方は、その月は対象外です。

詳しくは裏面をご覧ください

対象となる方

次の①・②にあてはまる方

- ① 65歳以上の品川区民の方
- ② 30日以上継続して入院している方（介護保険適用病床を除く）

※他の制度や法律により同等の給付を受けられる場合は対象外となります。

申請方法

次の①～④のすべての書類を用意し、

品川区社会福祉協議会窓口へお越しいただき申請してください。

- ① 入院期間がわかるもの
(病院発行の領収書等)
- ② おむつ代がわかるもの
(領収書・レシート)
- ③ 振込口座(おむつ使用の本人口座)がわかるもの
(通帳等)
- ④ おむつ使用者の本人確認ができるもの
(健康保険証・免許証等)

【 ご注意 】

- ・申請期限は入院した月から1年以内です。(1年を過ぎた分は助成の対象となりません。)
- ・令和6年度分(令和7年3月31日までの入院分)を申請される場合は、要件等が異なります。
【対象となる方】 上記①②に加え、区民税非課税の方が対象となります。
【助成金】 1ヵ月上限:5,000円
※申請にあたり「令和6年度介護保険料(納入)決定通知書」が別途必要となります。
(お持ちでない場合は令和6年度の区民税(非)課税証明書を取得してください)
- ・ご不明な点は申請前にお問合せください。

申請窓口・お問合せ



品川区社会福祉協議会 庶務係

住所:品川区大井 1-14-1 大井1丁目共同ビル 2階

電話:03-5718-7171

